

ドナー適格性判定基準 第3版(2022/4/1) 新旧対照表

項目	旧	BMH	PBSCH	新	BMH	PBSCH
表紙	(BMH/PBSCH)(初版 2010.10.1)(第二版 2014.9.15)			削除		
改訂履歴	P4			削除		
【循環器疾患】P13				P9		
心電図所見	WPW症候群は不可 ただし、頻脈を伴わない無症状のWPW症候群は可(麻酔科判断)	D B	D B	WPW症候群は不可 ただし、頻脈を伴わない無症状のWPW症候群は可(骨髄採取は麻酔科医の判断を要する)	D B	D B
【内分泌疾患】P22				P17		
甲状腺疾患	甲状腺機能亢進症は不可(既往も含む)	D	D	甲状腺機能亢進症(バセドウ病)は不可(既往も含む)	D	D
	追加			橋本病(慢性甲状腺炎)は不可(既往も含む)	D	D
【遺伝性疾患】P32				P27		
遺伝性疾患	筋萎縮性側索硬化症	B	B	筋萎縮性側索硬化症(ALS)	B	B
【感染症、性病、寄生虫疾患】P40				P35		
結核	クオンティフェロン検査で陽性(潜在性結核感染症)で INH 予防内服を受け、治療終了後5年を経過すれば可	A	A	クオンティフェロン検査で陽性(潜在性結核感染症)で INH 予防内服し、治療終了後5年を経過すれば可	B	B
	ただし、INH 予防服薬を受けた旨を患者主治医に伝え最終的には患者主治医判断とする。	B	B	ただし、INH 予防内服した場合は、患者主治医判断		
【感染症、性病、寄生虫疾患】P42						
海外渡航	下記に該当する感染症については、別途対応			削除		
	■重症急性呼吸器症候群(SARS) SARSの「最近の地域内伝播」が疑われる地域から採取予定日の21日以内に帰国した場合	B	B	削除 理由:「重症急性呼吸器症候群(SARS)に関するWHO勧告に基づく対応」について、「新興・再興感染症(新型コロナウイルス感染		

	合、同期間内に「SARS疑い例及び可能性例の届出のための症例定義(P59 参照)」に該当する方を看護若しくは介護していた、同居していた又は気道分泌若しくは体液に直接接触した場合、若しくは「SARS疑い例及び可能性例の届出のための症例定義」に該当する場合は、採取は一旦中止とし、再日程調整もしくはコーディネートは終了。 P87(別紙1)			症)の既感染者 に対する 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 25 条に基づく 健康診断並びに生物由来原料基準第2の1(1)及び2(1)に規定する問診等について」において、各都道府県知事に対して厚生労働省医薬・生活衛生局長より通知を廃止する旨の記載があったため。 削除		
--	--	--	--	---	--	--

【リウマチ性疾患、アレルギー性疾患】P52

P46

アトピー性疾患	タクロリムス製剤(プロトピック軟膏)を使用している場合、治療終了後 1 年間は不可	C	C	タクロリムス製剤(プロトピック軟膏)や JAK 阻害薬デルゴシチニブ(コレクテム軟膏)を使用している場合、治療終了後 1 年間は不可	C	C
---------	---	---	---	--	---	---

【婦人科疾患】P61

P55

避妊薬	ミレーナ使用中は可	A	A	避妊目的でミレーナ使用中は可	A	A
-----	-----------	---	---	----------------	---	---

【歯科疾患】P72

P66

歯列矯正 歯科治療	歯牙欠損(ブリッジや入れ歯の適応症)	B	B	歯牙欠損(インプラント、ブリッジ、入れ歯の適応症)	B	B
--------------	--------------------	---	---	---------------------------	---	---

【マラリア流行地域判断基準一覧表】末尾

CDC 感染症情報の危険度区分(2019 年)

CDC 感染症情報の危険度区分(2021 年 4 月 28 日現在)

裏表紙	2014 年 9 月 15 日 第二版 発行 発行者：ドナー安全委員会 PBSC Tに関する委員会 発行所：公益財団法人日本骨髄バンク			ドナー適格性判定基準 2010 年 10 月 1 日 初版発行 2014 年 9 月 15 日 第 2 版発行 2022 年 4 月 1 日 第 3 版発行 編集者：ドナー安全委員会 発行者：公益財団法人日本骨髄バンク 公式HP https://www.jmdp.or.jp/ 最新版はHPで公開しています。		
-----	--	--	--	---	--	--